

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(物流分野におけるCO₂削減対策促進事業)

公募 (第3次)

説明資料



補助事業への応募をされる皆様へ

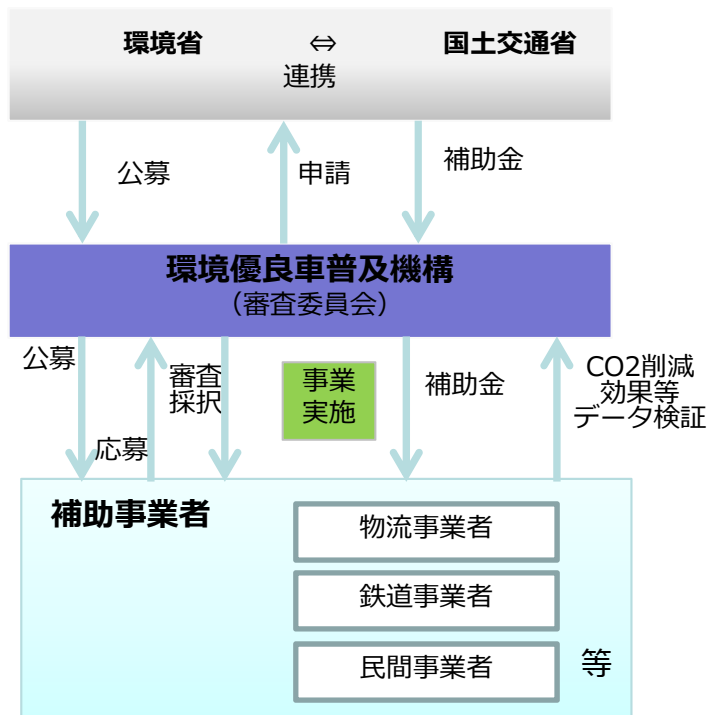
本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましては、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

1. 応募の申請者が機構に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に**虚偽の記述を行わないでください。**
2. 機構から補助金の**交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、**交付規程に定める場合を除き補助金の**交付対象とはなりません。**
3. 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））をすることをいう。）しようとするときは、**事前に処分内容等について機構の承認**を受けなければなりません。なお、機構は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に**必要に応じて現地調査等を実施します。**
5. 補助事業に関し**不正行為が認められたときは、**当該補助金に係る**交付決定の取り消し**を行うとともに、**支払い済の補助金**のうち取り消し対象となった額を**返還していただくこと**になります。
6. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、**刑事罰等を科す**旨規定されています。
7. 補助金の応募ができる者は、別紙に示す**暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者**です。（別紙 暴力団排除に関する誓約事項）に必要事項を記入・押印し提出。
8. 補助事業に係る資料等は、事業完了の属する年度の終了後**5年間、保存**してください。

物流分野におけるCO2削減対策促進事業 公募（第3次）

予算
約3.4億円

【事業のスキーム】



第3次

水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業

- ・燃料電池フォークリフトの導入

【補助割合】

一般的なエンジン車との差額の1/2
(上限500万円)



燃料電池式フォークリフト例

- ・中高出力帯の電動フォークリフトの導入

【補助割合】

一般的なエンジン車との差額の1/3
(上限100万円)



新型電動式フォークリフト例

公募要領（第3次）

- 1.補助金の目的と性格
 - 2.補助対象となる事業
 - 3.補助対象事業の選定
 - 4.応募に当たっての留意事項
 - 5.応募の方法
 - 6.問い合わせ先
 - 7.公募説明会・・・第3次では開催いたしません
- 補助事業における留意事項等について

1.補助金の目的と性格

○ 目的

エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための技術等を導入する事業を支援することにより、物流システムの**低炭素化を促進**すること

○ 二酸化炭素削減量の把握

事業の実施により、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示し、また、事業完了後は**削減量の実績を報告**

○ 本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定の定めるところに従い実施

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号 最終改正：平成14年12月13日法律第152号。）
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（物流分野におけるCO₂削減対策促進事業）交付要綱（平成28年4月1日環地温発第16040120号）
- 物流分野におけるCO₂削減対策促進事業実施要領（平成28年4月1日環地温発第1604016号）
- 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（物流分野におけるCO₂削減対策促進事業）交付規程（平成28年4月6日環物流第28-004号）

2.補助対象となる事業

公募要領 p5

【対象事業の基本的要件】

- 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること
- 本事業の補助により導入する設備等について、**国からの他の補助金**（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）**を受けていないこと**（固定価格買取制度による売電を行わないものであることを含む。）

さらに、事業ごとに個別に対象事業の要件があります。

【事業】

第3次-水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業

※次頁で説明

第3次-水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業

公募要領p5～p6

◎ 対象事業の要件

- (i)水素を燃料とする燃料電池システムを搭載した**燃料電池フォークリフトの導入**
- (ii)以下の**電動フォークリフトの導入**
 - ・ 急速充電機能を搭載した定格荷重 3 t 以上のもの
 - ・ リチウムイオン電池等を活用した効率的なエネルギー回生機構を搭載した定格荷重 3 t 以上のもの

◎ 補助事業者

- (i)高圧ガス保安法に基づく許可または届け出をした水素ステーション（移動型も含む）を所有する若しくは継続的に利用可能な事業者（見込みも含む）であって、**補助対象燃料電池フォークリフトを導入する者**
- (ii)**補助対象電動フォークリフトを導入する者**
- (iii)補助対象燃料電池フォークリフト又は同電動フォークリフトを、**ファイナンスリース（転リース含む）**により提供する**民間企業**

◎ 補助金の交付額

右図

◎ 補助事業期間

原則として**単年度**

【燃料電池フォークリフト】
一般的なエンジン車との差額の**2分の1**
(上限500万円/台)



燃料電池式フォークリフト例

【電動フォークリフト】
一般的なエンジン車との差額の**3分の1**
(上限100万円/台)



新型電動式フォークリフト例

2.補助対象となる事業

ファイナンスリース

ファイナンスリースを利用する場合は、ファイナンスリース事業者を代表事業者とする共同申請とします。

この場合、以下を証明する書類が必要になります。

- ・ リース料から補助金相当分が減額されていること
- ・ 法定耐用年数期間まで継続して補助事業により導入した設備等を使用する契約内容であること

共同実施(ファイナンスリース以外)

補助事業者に該当する者が複数で事業を実施する場合、代表事業者は、本事業の応募書類の申請者となる。

- ・ 円滑な事業執行と目標達成のために、その**事業の推進に係る取りまとめ**を行う。
- ・ 実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成。
- ・ 事業の円滑な実施のための進行管理を行う。

代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり機構が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は**変更することができません**。

3.補助対象事業の選定

補助対象事業の選定のため、一般公募を行います。

応募者より提出された実施計画書等をもとに、

- 二酸化炭素削減効果
- 公益性
- 資金回収に要する期間
- モデル・実証的性格等

に基づき審査を行い、当該予算の範囲内で補助事業を選定します。

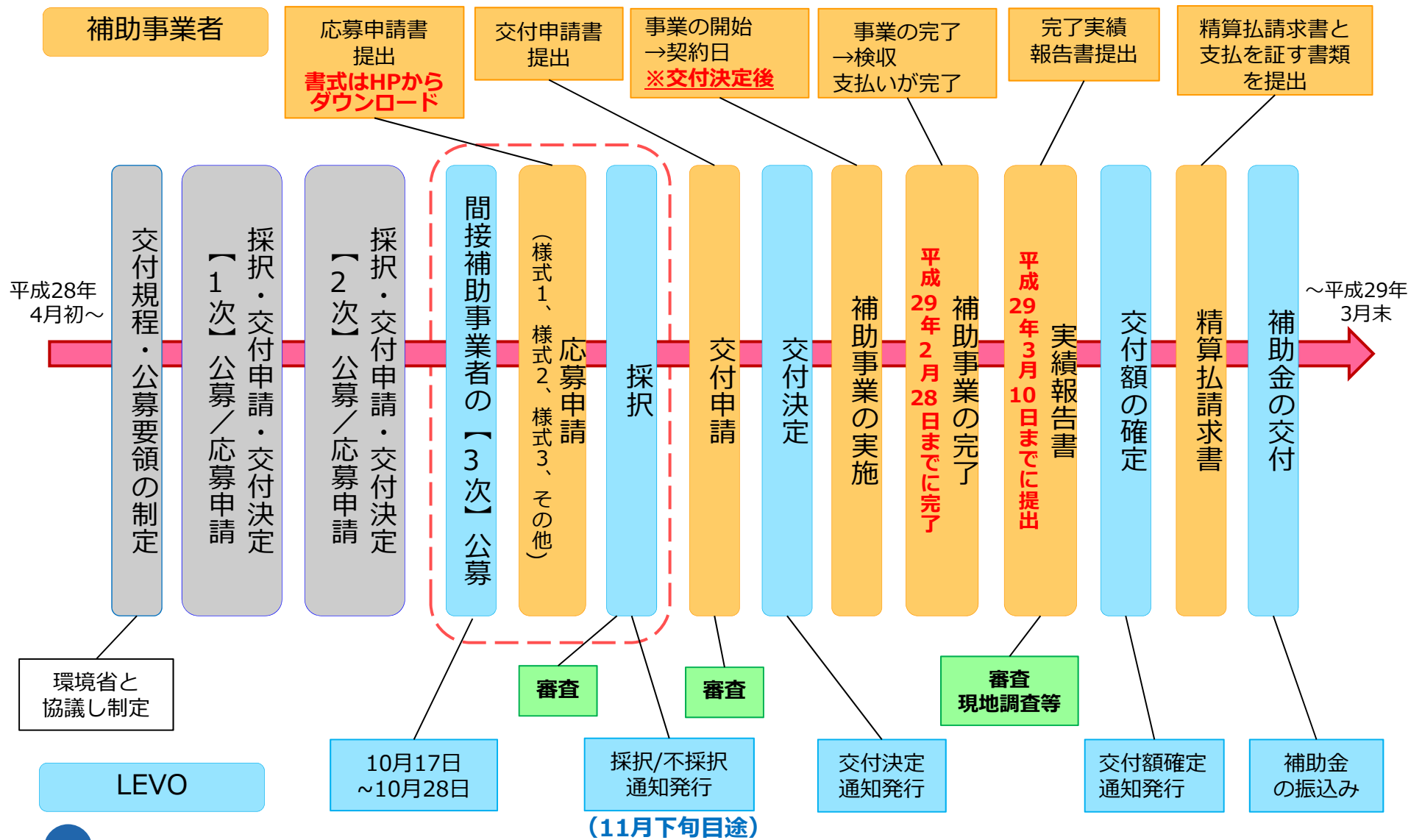
なお、『基本的要件』および『対象事業の要件』に適合しない提案については審査を行いません。

応募内容によっては、補助額の減額又は不採択とする場合があります。

【注意】

- ・ 採択通知後、改めて**交付申請書(様式第1)**を提出いただき、審査のうえ**機構から交付決定を通知**します。
- ・ 補助事業は、**交付決定日後（採択通知後ではない）に開始**願います。
- ・ 交付決定日前に発注等を行った経費は、補助対象になりません。

〈参考〉 補助事業の流れ



応募書類ダウンロード

http://www.levo.or.jp/fukyu/butsuryu/h28_download3.html

一般財団法人環境優良車普及機構 物流CO2削減対策事業のページ

一般財団法人
環境優良車普及機構
LEVO

文字サイズ:

HOME LEVOの紹介 お知らせ 環境優良車普及 環境機器普及 調査研究 ライブラリ

物流CO2排出削減対策事業
補助事業の概要
申請書類等ダウンロード

PDF形式のファイルをご覧になるためには、Adobe Readerアドビリーダー(無償)が必要です。

Home > 物流CO2削減対策事業 > 申請書等ダウンロード(3次公募)

物流CO2削減対策促進事業 申請書等ダウンロード(3次公募)

応募申請書【様式1】

| No | 書類名 | 様式 | PDF | 記入例 |
|----|---------------------|----|-----|-----|
| 1 | 【様式1】 応募申請書 | | - | - |
| 2 | 【様式1】 応募申請書(共同事業者分) | | - | - |

別紙・実施計画書【様式2】～別紙・経費内訳【様式3】～別添

| No | 書類名 | 【様式2】 実施計画書 | 【様式3】 経費内訳 | 別添 |
|----|-----------------------------|----------------|---------------|----|
| - | 3次 水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業 | | | |
| - | 暴力団排除に関する誓約事項 | | - | - |

※ 実施計画書における各欄は必ず記載し、漏れのないようにしてください。
※ 2.(2)対象事業における「対象事業の要件」を確認できる書類(機器仕様、図面)等を参考資料として必ず添付してください。

その他関連様式等

| No | 書類名 | 様式 | PDF | 記入例 |
|----|---------------------|----|-----|-----|
| 9 | 様式第1 交付申請書(第5条関係) | | - | - |
| 10 | 様式第2 変更交付申請書(第6条関係) | | - | - |

4.応募に当たっての留意事項

公募要領 P8～9

【虚偽の応募に対する措置】

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

【複数年度にわたる事業】

補助金の交付は、**単年度ごと**に行うこととなります。

このため、補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。

また、次年度以降の補助事業は、**政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるもの**であり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。

【補助対象経費】

補助事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、**当該事業で使用されたことを証明**できるものに限ります。

＜補助対象経費の区分＞

- ① 水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業
 - 水素社会実現に向けた産業車両を導入する場合に必要な経費

4.応募に当たっての留意事項

公募要領 P8~9

＜補助対象外経費の代表例＞

- ・ 既存施設の撤去費
- ・ 事業を行うために必要な経費に該当しないオプション品の工事費・購入費等

【維持管理】

補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるもの

【事業報告書の作成及び提出】

補助事業者は、補助事業の完了した日から**その年度**の3月末までの期間**及びその後の3年間、毎年度の二酸化炭素削減効果等についての報告書を提出**

【他の補助事業との関係】

補助対象経費には、**国からの他の補助金**（負担金、利子補給金及び適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）**と重複できない。**

【補助事業完了後の検証】

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、環境省から委託を受けた団体による**現地調査**を行う場合がある。

【事業内容の発表等について】

本事業の実施内容・成果については、**積極的に公表するように努める**とともに、実施内容・成果の公表・活用・社会実装等に当たっては、**環境省「物流分野におけるCO2削減対策促進事業」によるもの**である旨を必ず**明示**すること

○補助事業における留意事項

公募要領p9,p14~15

【事業の開始】 [公募要領p14]

当機構からの交付決定を受けた後に、事業開始

(工期等の諸事情により早期開始が必要なものについては要相談)

- ・ 契約・発注日は、機構の交付決定日以降であること。
- ・ 原則として競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。
(例：三者見積)
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

【実績報告書の提出】 [公募要領p15] [交付規程第11条]

2月28日までに補助事業を完了（支払いが完了すること）。

(複数年事業であっても、各年度、2月末日までに完了)

事業完了後30日以内、または3/10のいずれか早い日までに**実績報告書**
(様式第11 完了実績報告書)を提出。

【事業報告書の提出】 [公募要領p9] [交付規程第16条]

事業終了年度及びその後3年間の期間、各年度終了後30日以内（4/30まで）に事業報告書(様式第16 事業報告書)を環境大臣に提出。

証拠書類は年度終了後、3年間保管。

【経理書類の保管】 [公募要領p15] [交付規程第8条八]

経理帳簿及び証拠書類は、他の経理と明確に区分して整理。

事業年度終了後、5年間保存。

○補助事業における留意事項

公募要領 p15～16

【取得財産の管理】 [公募要領p15] [交付規程第8条十一、十二]

補助事業により取得、または効用が増加した財産について、**取得財産等管理台帳を整備し、補助事業により取得した旨を明示。**

それらの財産(価格が50万円以上)について、法定耐用年数中、処分制限あり。

もし期間内に、処分(目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、取壊し、廃棄)する場合は事前に機構に申請・承認が必要。

【利益等排除】 [公募要領p15]

補助対象経費の中に、**自社製品の調達**(工事を含む)がある場合、原価をもって補助対象経費を計上(補助事業者の**利益等相当額を排除**)

【圧縮記帳】 [公募要領p16]

補助事業者が法人の場合、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入(圧縮記帳)の規定(法人税法第42条)の適用を受けることができる。

なお、規定の適用を受ける場合は、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談ください。

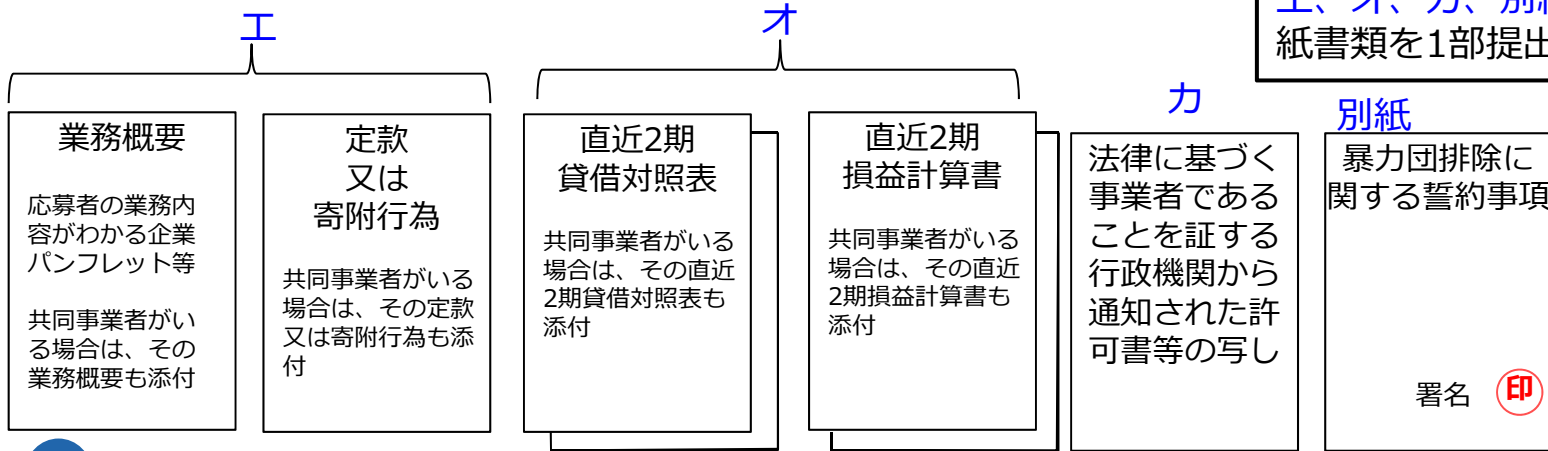
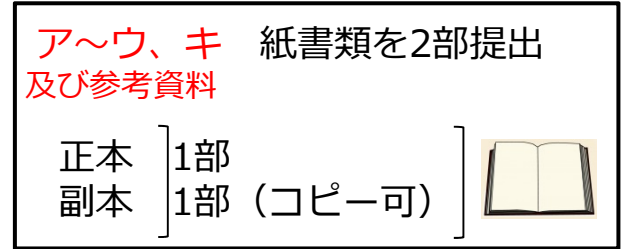
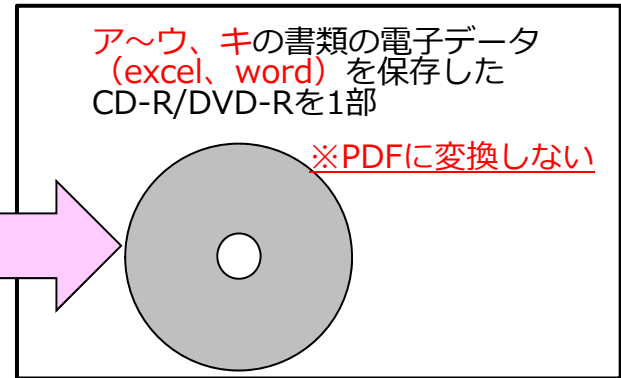
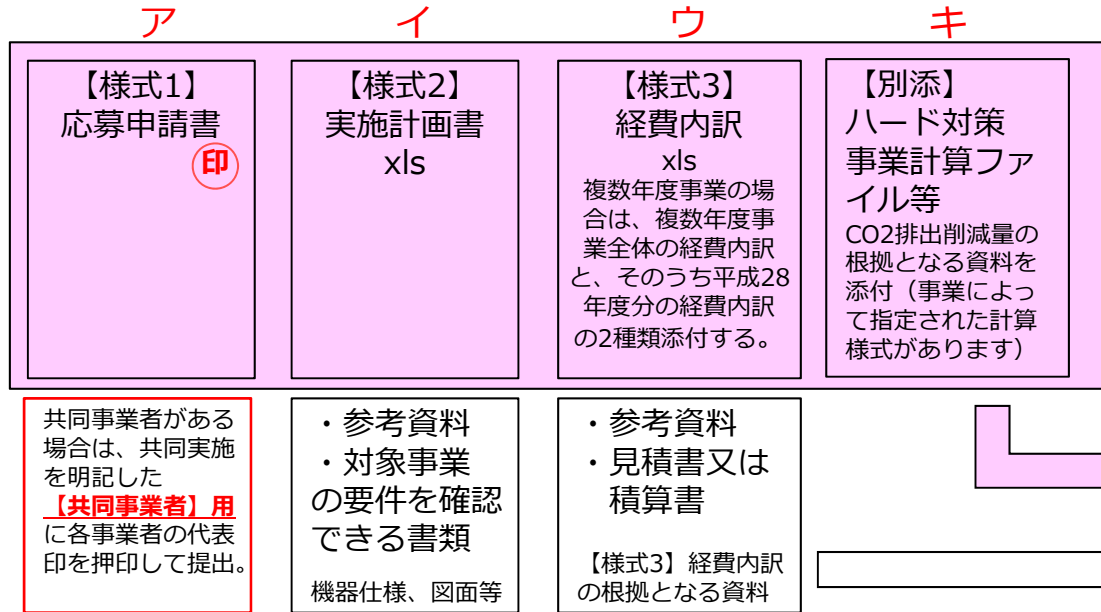
【消費税、地方消費税の取扱い】 [交付規程第4条2]

消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、補助対象経費に含めて応募申請できる場合もある。

5.応募の方法

公募要領 p10~11

【応募書類】

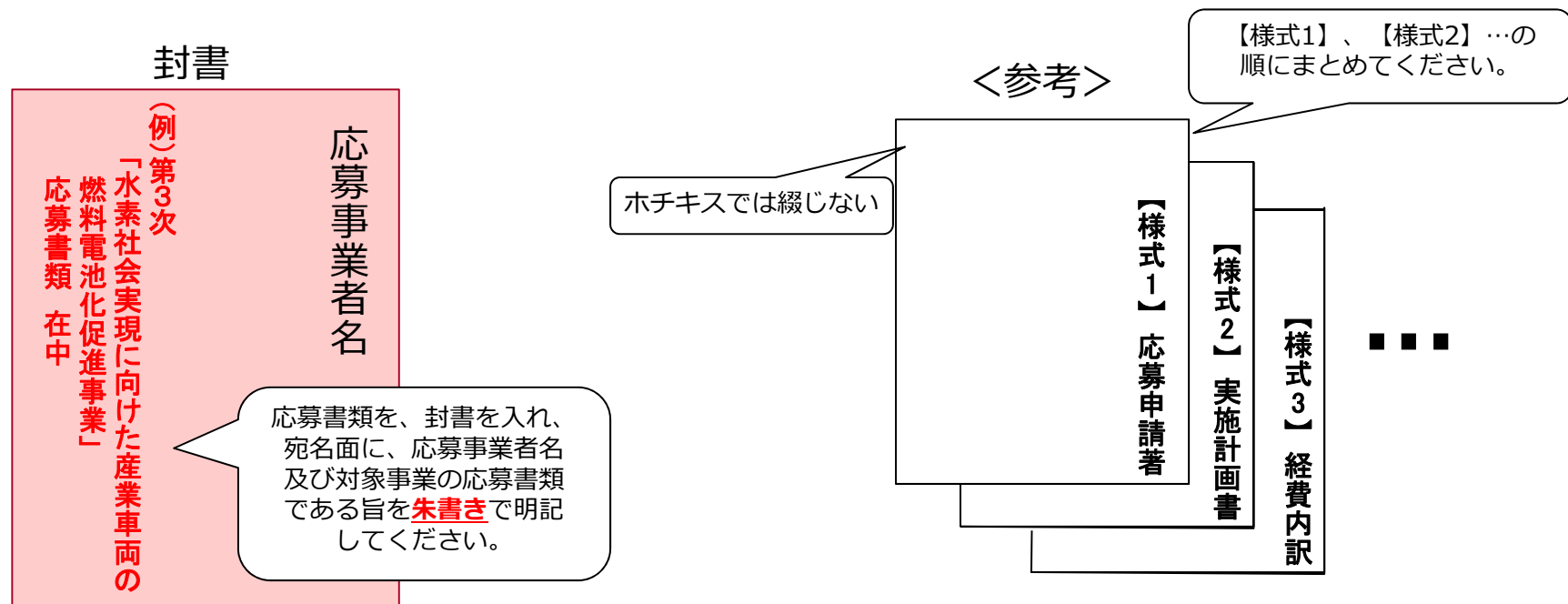


エ、オ、カ、別紙 は共同事業者を含む。

5.応募の方法

公募要領 p10~11

【提出方法】郵便、信書便、持参



【公募期間・提出先】

平成28年10月17日（月）9時 ～ 平成28年10月28日（金）17時 必着

〒160-0004

東京都新宿区四谷2丁目14番地8 YPCビル8階

一般財団法人環境優良車普及機構 「物流CO2削減対策事業」執行グループ 宛

<注意>

公募期間以降に機構に到着した書類のうち、遅延が機構の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

6.問い合わせ先

公募要領 P12

原則として、電子メールで問い合わせ願います。

【問い合わせ先】

〒160-0004

東京都新宿区四谷2丁目14番地8 YPCビル8階

一般財団法人環境優良車普及機構

「物流CO2削減対策事業」執行グループ

TEL : 03-5341-4728

FAX : 03-5341-4729

e-mail : butsuryu@levo.or.jp

【問い合わせ期間】

平成28年10月11日（火）～平成28年10月28日（金）